

平成 30 年度

事業計画書

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

公益社団法人島根県医薬品登録販売者協会

## 平成30年度事業計画

### I 事業部門

#### [基本方針]

本協会は、高度な専門的知識・技能を持った登録販売者の育成を図るとともに、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に貢献し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とした団体であり、この目的を達成するため、次の事業を実施する

1. 登録販売者の資質向上を図るための外部研修事業
2. 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及啓発事業

#### 一 登録販売者の資質向上を図るための外部研修事業

本事業は、登録販売者によって構成される職能団体である本協会が、登録販売者の質の向上を図るとともに、専門性、客観性(受講確認等)、公正性(販売促進目的ではない)を持つ研修事業を実施し、登録販売者の資質向上を図るものである。

#### [具体的事業計画]

#### 1、外部研修ガイドラインに準拠した『登録販売者生涯学習研修』の円滑実施

会員・非会員を問わず、登録販売者一般に対し、毎年、少なくとも12時間以上、定期的かつ継続的に、

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識、
  - (2) 人体の働きと医薬品、
  - (3) 主な一般用医薬品とその作用、
  - (4) 薬事に関する法規と制度、
  - (5) 一般用医薬品の適正使用と安全対策、
  - (6) リスク区分等の変更があった医薬品、
  - (7) その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規を研修の内容とする等、
- 『外部研修ガイドライン』に適合した研修実施機関として、事業の円滑実施を図る。

**2、平成30年度公益社団法人島根県医薬品登録販売者協会登録販売者生涯学習研修』日程**

次の通り。

|       | 講 座 内 容   |
|-------|---|
| 第1回研修 | A1 講座：「水虫」<br>B1 講座：薬事関係法規・制度、医薬品の適正使用・安全対策<br>B4 講座：登録販売者として求められる理念・倫理・関係法規等 |
| 第2回研修 | A2 講座：「胃痛」<br>A3 講座：「痛みを伴わない胃の症状」   |
| 第3回研修 | A4 講座：「赤十字救急法」<br>B2 講座：リスク区分等の変更があった医薬品<br>B3 講座：薬事関係法規・制度、医薬品の適正使用・安全対策     |
| 第4回研修 | A5 講座：「漢方製剤」<br>A6 講座：「倦怠感、疲労、栄養不足による諸症状」                                     |

**3、『外部研修ガイドライン』に適合した研修受講促進活動**

平成29年度における本協会主催の登録販売者研修の受講者数は、これまでに比較し格段に増加した。しかしながら、島根県内の登録販売者数を考慮すると、まだ、かなりの数の未受講者がいると考えられる。

平成30年度も、島根県及び登録販売者関係団体と連携をとり、『外部研修ガイドライン』に適合した研修受講促進を図ることとする。

**二 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及事業**

「薬と健康の週間」等における街頭活動、相談対応や、薬物乱用、無承認・無許可医薬品、危険ドラッグ等による健康被害の防止及びセルフメディケーション推進を含む等の医薬品の適正使用推進活動を実施する。

これら活動等は、薬物乱用対策推進会議、厚生労働省、警察庁、都道府県、麻薬・覚せい剤乱用防センターなどが呼びかけ人となった国民的運動であるため、本協会もこの運動に賛同して、医薬品の適正使用にする啓発及び知識の普及という公益目的で事業実施するものであり、これをもって公衆衛生の向上に寄与する。

## **[具体的活動計画]**

- ・「薬と健康の週間」、「麻薬・覚せい剤乱用防止活動」の期間に、団体として積極的に連携参加し、『ダメ。ゼッタイ。活動啓発用カットパン』、『セルフメディケーション啓発用小冊子』等を配布するなどの街頭活動、医薬品の適正使用に関する相談対応等を通して健康被害の防止及び、セルフメディケーション推進を含む医薬品の適正使用推進事業を実施する。

## **Ⅱ 管理部門**

### **1、組織の拡充と会員の確保**

- (1)公益社団法人として、財務の透明化、情報開示、ガバナンス(内部統治)の徹底を図る。
- (2)OTC医薬品の専門家たる登録販売者の職能団体としての方向性を明確に示し、組織の強化を図るとともに、未加入登録販売者の入会促進に努める。
- (3)薬事関係法規改正に対応するサポートを継続して実施する。
- (4)登録販売者試験受験希望者に対し、適切な支援を実施する。

### **2 業務執行体制の整備と強化**

公益法人として、新定款による執行体制、定款及び内部規程に沿った活動に努める。